

# はじまります! 新たな分野の 標準化



JISがつなぐモノとサービス  
ビジネスはもっと自由に!



工業標準化法は  
変わります!

これまで日本の鉱工業を見守ってきたJIS(日本工業規格)が大きく変わりました。これからは【日本産業規格(JIS)】として、可能性あふれる「データ・サービス分野」へ対象を拡大し、認証も行っていきます。

10月は  
工業標準化  
推進月間



詳しくは

JIS法改正 産業標準化法

検索



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 工業標準化法の改正

工業標準化法は、鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格(JIS)の制定とJISマーク表示制度を定めた法律です。

今回、法律が改正され、①JISの対象拡大と名称変更、②JISの制定・改正の迅速化、③罰則の強化、④国際標準化の促進に関する規定の追加が行われます。

## ① JISの対象へのデータ、サービス、経営管理等の追加

【施行日】 公布(平成30年5月30日)から1年6か月以内

※対象拡大分野の標準化手続きは公布から6か月以内に可能になる

【経過措置】 旧JIS法に基づくJISは次の改正までの間新法に基づくものとみなす

旧JIS法に基づくJISマーク認証等は新法に基づくものとみなす

英語名称(Japanese Industrial Standards)は継続

○国際標準の範囲に合わせ、標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等を追加する。

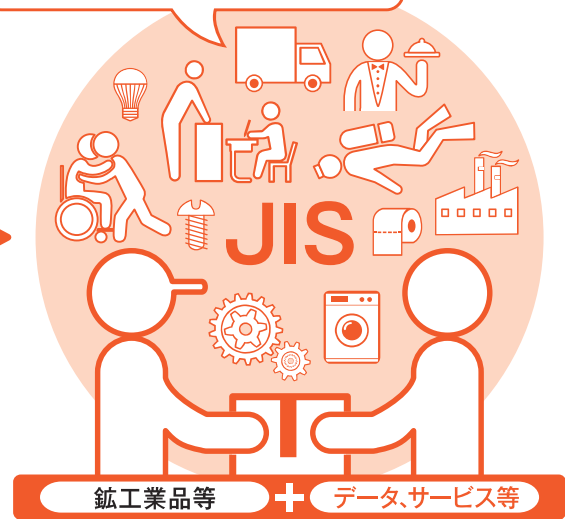
○『日本工業規格(JIS)』を『日本産業規格(JIS)』に、法律名を『産業標準化法』に改める。

<想定例>

スマート工場向けのビッグデータの仕様  
小口保冷配送サービスの内容



改正



## ② JISの制定・改正の迅速化

【施行日】 公布(平成30年5月30日)から1年6か月以内

※認定機関の申請と認定は公布から6か月以内に可能になる

○JISの制定・改正の迅速化のため、専門知識等を有する民間機関を認定し、その機関が作成したJIS案について、審議会(JISC)の審議を経ずに大臣が制定するスキームを追加する。

## ③ 罰則の強化

【施行日】 公布(平成30年5月30日)から1年6か月以内

○JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる。

## ④ 国際標準化の促進

【施行日】 公布(平成30年5月30日)から1年6か月以内

○法目的に国際標準化の促進を追加するとともに、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学及び事業者の努力義務規定を設ける。

## 新市場創造型 標準化制度

「新市場創造型標準化制度」は、業界団体による原案作成を経ずに、迅速な規格原案の作成を可能とする制度です。採択された案件は規格原案の作成支援(国際標準提案の場合は旅費支援等)を受けることができます。